

受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

平成 26 年 6 月、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 6 月 1 日より職場の受動喫煙防止対策に関する部分が施行されている。

改正法では、事業者は労働者の受動喫煙を防止するため当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが努力義務とされており、また国が必要な援助を行うことが規定されている。このうち、国が行う必要な援助として、平成 23 年度より、喫煙室等を設置する中小企業に対し当該設備の設置に係る費用の一部を助成する受動喫煙防止対策助成金制度が創設されており、実施から 5 年が経過したところである。

今後、受動喫煙防止対策の支援をより効率的かつ効果的に進めていくために、厚生労働省労働基準局安全衛生部に有識者からなる検討会を設置し、助成金制度のこれまでの実施状況等を踏まえつつ、当該助成金の今後のあり方について検討を行う。

2 事項

次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 助成金の枠組み（助成対象経費の範囲、助成率、上限等）について
- (2) 受動喫煙防止対策が遅れている業界等に対する助成金の有効活用について
- (3) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。座長は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、名簿に記載されている者のうちから指名する。
- (3) 参集者に事故あるときは、代理の者に出席をさせることができる。
- (4) 座長に事故あるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。
- (5) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求めることができる。
- (6) 本検討会において、事務局の推薦に基づき別紙の参集者以外の者を新たに参集者として指名することができる。その場合、座長の承認を要する。
- (7) 本検討会の参集者等は、本検討会において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

別紙

受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会 参集者

明石 祐二 （一社）日本経済団体連合会 労働法制本部統括主幹

内藤 恵 慶応義塾大学法学部教授

西津 康久 全国中小企業団体中央会 労働・人材政策本部労働政策部長

福田 泰也 日本商工会議所 産業政策第二部担当部長

保利 一 産業医科大学産業保健学部長

◎ 山口 直人 東京女子医科大学衛生学公衆衛生学第二講座教授

山田 篤裕 慶応義塾大学経済学部教授

（五十音順、敬称略）

◎：座長